

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係（表省略）				1 総務関係（表省略）			
2 民生関係（表省略）				2 民生関係（表省略）			
3 建設関係				3 建設関係			
(1)～(3)（表省略）				(1)～(3)（表省略）			
(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係				(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。）第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりする。 (1)～(4)（省略） <u>(5) 既存の住宅の増築又は改築に係るもので長期使用構造等適合計画以外である場合</u> <u>床面積の合計が200㎡以内のもの</u> <u>の 72,000円</u> <u>200㎡を超え500㎡以内のもの</u>	1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。）第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりする。 (1)～(4)（省略）

改正案				現 行			
			<u>168,000円</u> <u>500㎡を超え1,000㎡以内のもの</u> <u>269,000円</u> <u>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの</u> 542,000円 <u>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの</u> 955,000円 <u>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの</u> 1,628,000円 <u>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの</u> 3,008,000円 <u>20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの</u> 4,284,000円 <u>30,000㎡を超えるもの</u> 5,270,000円				

改正案				現 行			
			000円 <u>(6) 既存の住宅の</u> <u>増築又は改築に</u> <u>係るもので長期</u> <u>使用構造等適合</u> <u>計画である場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200㎡以内のも</u> <u>の 21,000円</u> <u>200㎡を超え500</u> <u>㎡以内のもの</u> <u>37,000円</u> <u>500㎡を超え1,0</u> <u>00㎡以内のもの</u> <u>61,000円</u> <u>1,000㎡を超え</u> <u>3,000㎡以内の</u> <u>もの 114,000</u> <u>円</u> <u>3,000㎡を超え</u> <u>5,000㎡以内の</u> <u>もの 171,000</u> <u>円</u> <u>5,000㎡を超え1</u> <u>0,000㎡以内の</u> <u>もの 251,000</u>				

改正案				現 行			
			<p>円 10,000㎡を超え 20,000㎡以内の もの 425,000</p> <p>円 20,000㎡を超え 30,000㎡以内の もの 530,000</p> <p>円 30,000㎡を超え るもの 627,000</p> <p>0円</p> <p>ロ～ニ (省略)</p>				<p>ロ～ニ (省略)</p>
2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>イ～ホ (省略)</p> <p>へ 既存の住宅の増築又は改築に係るものは1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 11,000円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のもの 21,000円</p>	2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>イ～ホ (省略)</p>

改正案				現行			
			<u>500㎡を超え1,000</u> <u>㎡以内のもの 38,</u> <u>000円</u> <u>1,000㎡を超え3,00</u> <u>0㎡以内のもの 6</u> <u>7,000円</u> <u>3,000㎡を超え5,00</u> <u>0㎡以内のもの 10</u> <u>9,000円</u> <u>5,000㎡を超え10,0</u> <u>00㎡以内のもの 1</u> <u>73,000円</u> <u>10,000㎡を超え20,</u> <u>000㎡以内のもの</u> <u>285,000円</u> <u>20,000㎡を超え30,</u> <u>000㎡以内のもの</u> <u>343,000円</u> <u>30,000㎡を超える</u> <u>もの 393,000円</u> ト 既存の住宅の増 築又は改築に係る 場合において、長期 優良住宅法第6条第 1項第1号に係る変 更がある場合(変更				

改正案				現 行			
			<p>に係る長期優良住宅建築等計画が長期使用構造等適合計画である場合を除く。)においては、<u>へに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</u></p> <p><u>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの</u> 51,000円</p> <p><u>200㎡を超え500㎡以内のもの</u> 131,000円</p> <p><u>500㎡を超え1,000㎡以内のもの</u> 208,000円</p> <p><u>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの</u> 428,000円</p> <p><u>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの</u> 784,000円</p> <p><u>5,000㎡を超え10,0</u></p>				

改正案				現 行			
			<u>00㎡以内のもの</u> <u>1,377,000円</u> <u>10,000㎡を超え20,</u> <u>000㎡以内のもの</u> <u>2,583,000円</u> <u>20,000㎡を超え30,</u> <u>000㎡以内のもの</u> <u>3,754,000円</u> <u>30,000㎡を超える</u> <u>もの 4,644,000円</u>				
			チ 既存の住宅の増 <u>築又は改築に係る</u> <u>場合において,長期</u> <u>優良住宅法第6条第</u> <u>1項第2号,第4号又</u> <u>は第5号に係る変更</u> <u>がある場合におい</u> <u>ては,へに定める手</u> <u>数料のほか,次に定</u> <u>める手数料を納め</u> <u>なければならない。</u> <u>変更に係る部分の</u> <u>床面積の合計が200</u> <u>㎡以内のもの 9,3</u> <u>00円</u> <u>200㎡を超え500㎡</u>				

改正案				現 行			
			<p> <u>以内のもの 16,000円</u> <u>500㎡を超え1,000㎡以内のもの 23,000円</u> <u>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 47,000円</u> <u>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 62,000円</u> <u>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 78,000円</u> <u>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 140,000円</u> <u>20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 187,000円</u> <u>30,000㎡を超えるもの 234,000円</u> </p> <p> <u>リ</u> 長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がある場合においては、イ又 </p>				<p> <u>ハ</u> 長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がある場合においては、イに </p>

改正案				現 行			
			<p>はへに定める手数料のほか、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料を納めなければならない。</p> <p>又 住戸ごとの申請である場合においては、イからニまで <u>又はへからトまで</u> に定める手数料の合計を認定対象住戸数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>				<p>定める手数料のほか、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料を納めなければならない。</p> <p>ト 住戸ごとの申請である場合においては、イからニまでに定める手数料の合計を認定対象住戸数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>
3~5	(省略)			3~5	(省略)		
(5)~(8) (表省略)				(5)~(8) (表省略)			
<u>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係</u>							

改正案				現行
番号	事務	名称	金額	
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機 関により作成され た法第30条第1項第 1号に規定する基準 に適合する性能向 上計画であると認 める旨の書類その 他の市長が定める 書類が添付されて いる場合は、1件に つき、次に定めると おりとする。 (1) 人の居住の用 に供する建築物 の部分(法第11 条第1項に規定 する住宅部分を いう。以下(9) 建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律関係の表にお いて「住宅部分」 という。)のみ	

改正案			現 行
		<p>を有する建築物 (以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅建築物」という。)に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅」という。)の場合</p> <p>床面積の合計が200㎡以内のもの 6,900円</p>	

改正案			現 行
		<p><u>200㎡を超え</u> <u>るもの 7,40</u> <u>0円</u></p> <p>b <u>一戸建ての</u> <u>住宅以外の住</u> <u>宅の場合</u> <u>床面積の合計</u> <u>が300㎡以内</u> <u>のもの 12,0</u> <u>00円</u></p> <p><u>300㎡を超え</u> <u>2,000㎡以内</u> <u>のもの 28,0</u> <u>00円</u></p> <p><u>2,000㎡を超</u> <u>え5,000㎡以</u> <u>内のもの 6</u> <u>6,000円</u></p> <p><u>5,000㎡を超</u> <u>え10,000㎡以</u> <u>内のもの 10</u> <u>3,000円</u></p> <p><u>10,000㎡を超</u> <u>え25,000㎡以</u> <u>内のもの 16</u> <u>5,000円</u></p>	

改正案				現 行
			<p><u>25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの</u> 23</p> <p><u>4,000円</u></p> <p><u>50,000㎡を超えるもの</u> 36</p> <p><u>8,000円</u></p> <p>(2) <u>住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合</u></p> <p>a <u>住宅部分</u></p> <p><u>床面積の合計が300㎡以内のもの</u> 12,000円</p> <p><u>300㎡を超え2,000㎡以内のもの</u> 28,000円</p> <p><u>2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの</u> 6,000円</p> <p><u>5,000㎡を超え10,000㎡以</u></p>	

改正案			現 行
		<p>内のもの 10 3,000円 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 16 5,000円 25,000㎡を超 え50,000㎡以 内のもの 23 4,000円 50,000㎡を超 えるもの 36 8,000円</p> <p>b 住宅部分以 外の建築物の 部分(以下(9) 建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律関係 の表において 「非住宅部 分」という。) 床面積の合計 が300㎡以内 のもの 12,0</p>	

改正案			現 行
		<p>00円</p> <p>300㎡を超え</p> <p>2,000㎡以内</p> <p>のもの 35,0</p> <p>00円</p> <p>2,000㎡を超</p> <p>え5,000㎡以</p> <p>内のもの 10</p> <p>3,000円</p> <p>5,000㎡を超</p> <p>え10,000㎡以</p> <p>内のもの 15</p> <p>1,000円</p> <p>10,000㎡を超</p> <p>え25,000㎡以</p> <p>内のもの 19</p> <p>8,000円</p> <p>25,000㎡を超</p> <p>え50,000㎡以</p> <p>内のもの 23</p> <p>9,000円</p> <p>50,000㎡を超</p> <p>えるもの 35</p> <p>2,000円</p> <p>ロ イに定める場合</p> <p>のほかは, 1件につ</p>	

改正案			現 行
		<p>き,次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合 床面積の合計が200㎡以内のもの 37,000円 200㎡を超えるもの 42,000円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 床面積の合計が300㎡以内のもの 74,000円 300㎡を超え2,000㎡以内のもの 126,000円 2,000㎡を超</p>	

改正案			現 行
		<p>え5,000㎡以 内のもの 22 2,000円</p> <p>5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの 31 0,000円</p> <p>10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 60 4,000円</p> <p>25,000㎡を超 え50,000㎡以 内のもの 1, 045,000円</p> <p>50,000㎡を超 えるもの 1, 923,000円</p> <p>(2) 住宅建築物以 外の建築物に係 る性能向上計画 である場合</p> <p>a 住宅部分 床面積の合計 が300㎡以内 のもの 74,0</p>	

改正案				現 行
			<u>00円</u> <u>300㎡を超え</u> <u>2,000㎡以内</u> <u>のもの 126,</u> <u>000円</u> <u>2,000㎡を超</u> <u>え5,000㎡以</u> <u>内のもの 22</u> <u>2,000円</u> <u>5,000㎡を超</u> <u>え10,000㎡以</u> <u>内のもの 31</u> <u>0,000円</u> <u>10,000㎡を超</u> <u>え25,000㎡以</u> <u>内のもの 60</u> <u>4,000円</u> <u>25,000㎡を超</u> <u>え50,000㎡以</u> <u>内のもの 1,</u> <u>045,000円</u> <u>50,000㎡を超</u> <u>えるもの 1,</u> <u>923,000円</u> <u>b 非住宅部分</u> <u>(a) 建築物</u>	

改正案				現 行
			<p>エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。 (以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合 床面積の合計が300㎡以内のもの 93,000円</p>	

改正案				現 行
			<u>300㎡を 超え2,000㎡ 以内のもの</u> <u>158,000</u> 円 <u>2,000㎡を 超え5,000</u> <u>㎡以内のも の 264,00</u> 0円 <u>5,000㎡を 超え10,000</u> <u>㎡以内のも の 339,00</u> 0円 <u>10,000㎡を 超え25,000</u> <u>㎡以内のも の 415,00</u> 0円 <u>25,000㎡を 超え50,000</u> <u>㎡以内のも の 482,00</u> 0円 <u>50,000㎡を</u>	

改正案			現行
		<p>超えるもの <u>644,000</u> 円</p> <p>(b) (a)以外 の場合 床面積の合 計が300㎡ 以内のもの <u>238,000</u> 円</p> <p>300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの <u>388,000</u> 円</p> <p>2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のも の <u>563,00</u> 0円</p> <p>5,000㎡を 超え10,000 ㎡以内のも の <u>689,00</u> 0円</p> <p>10,000㎡を</p>	

改正案			現 行
			<p> <u>超え25,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 823,00</u> <u>0円</u> <u>25,000m²を</u> <u>超え50,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 935,00</u> <u>0円</u> <u>50,000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>1,187,00</u> <u>0円</u> </p>
2	<p> <u>法第31条第1項の規定</u> <u>に基づく性能向上計</u> <u>画の変更の認定の申</u> <u>請に対する審査</u> </p>	<p> <u>建築物エネルギー消</u> <u>費性能向上計画変更</u> <u>認定申請手数料</u> </p>	<p> <u>性能向上計画に係る</u> <u>住宅建築物, 非住宅建</u> <u>築物又は複合建築物</u> <u>の変更しようとする</u> <u>部分の床面積に応じ,</u> <u>1の項に掲げる金額に</u> <u>相当する額</u> </p>
3	<p> <u>法第36条第1項の規定</u> <u>に基づく建築物エネ</u> <u>ルギー消費性能基準</u> <u>に適合している旨の</u> <u>認定の申請(以下(9)</u> </p>	<p> <u>建築物エネルギー消</u> <u>費性能基準適合認定</u> <u>申請手数料</u> </p>	<p> <u>イ 市長が定める機</u> <u>関により作成され</u> <u>た法第2条第3号に</u> <u>規定する建築物エ</u> <u>ネルギー消費性能</u> </p>

改正案		現 行
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。)に対する審査</p>		<p>基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合 床面積の合計が200㎡以内のもの 6,900円 200㎡を超えるもの 7,400円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 床面積の合計が300㎡以内</p>

改正案			現 行
		<p>の<u>もの</u> 12,000円</p> <p>300㎡<u>を</u>超え</p> <p>2,000㎡<u>以</u>内</p> <p>の<u>もの</u> 28,000円</p> <p>2,000㎡<u>を</u>超</p> <p>え5,000㎡<u>以</u>内</p> <p>の<u>もの</u> 6,000円</p> <p>5,000㎡<u>を</u>超</p> <p>え10,000㎡<u>以</u>内</p> <p>の<u>もの</u> 10,000円</p> <p>10,000㎡<u>を</u>超</p> <p>え25,000㎡<u>以</u>内</p> <p>の<u>もの</u> 16,000円</p> <p>25,000㎡<u>を</u>超</p> <p>え50,000㎡<u>以</u>内</p> <p>の<u>もの</u> 23,000円</p> <p>50,000㎡<u>を</u>超</p> <p>える<u>もの</u> 36,000円</p> <p>(2) 住宅建築物以</p>	

改正案			現 行
		<p>外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a 住宅部分</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 12,000円</p> <p>300㎡を超え2,000㎡以内のもの 28,000円</p> <p>2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 66,000円</p> <p>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 103,000円</p> <p>10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 165,000円</p> <p>25,000㎡を超え50,000㎡以</p>	

改正案			現 行
		内のもの 23 <u>4,000円</u> <u>50,000㎡を超</u> <u>えるもの 36</u> <u>8,000円</u> b 非住宅部分 <u>床面積の合計</u> <u>が300㎡以内</u> <u>のもの 12,0</u> <u>00円</u> <u>300㎡を超え</u> <u>2,000㎡以内</u> <u>のもの 35,0</u> <u>00円</u> <u>2,000㎡を超</u> <u>え5,000㎡以</u> <u>内のもの 10</u> <u>3,000円</u> <u>5,000㎡を超</u> <u>え10,000㎡以</u> <u>内のもの 15</u> <u>1,000円</u> <u>10,000㎡を超</u> <u>え25,000㎡以</u> <u>内のもの 19</u> <u>8,000円</u>	

改正案			現 行
		<p><u>25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの</u> 23</p> <p><u>9,000円</u></p> <p><u>50,000㎡を超えるもの</u> 35</p> <p><u>2,000円</u></p> <p><u>ロイに定める場合</u></p> <p><u>のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合</u></p> <p><u>a 一戸建ての住宅の場合</u></p> <p><u>(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向</u></p>	

改正案			現 行
		<p>上に関する 法律関係の 表において 「仕様基 準」とい う。)による 場合 床面積の合 計が200㎡ 以内のもの 20,000円 200㎡を超 えるもの 22,000円 (b) (a)以外 の場合 床面積の合 計が200㎡ 以内のもの 37,000円 200㎡を超 えるもの 42,000円 b 一戸建ての 住宅以外の住 宅の場合</p>	

改正案			現 行
		<p>(a) 全ての 住戸が仕様 基準による 場合 床面積の合 計が300㎡ 以内のもの 37,000円 300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの 66,000円 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のも の 126,00 0円 5,000㎡を 超え10,000 ㎡以内のも の 181,00 0円 10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 328,00</p>	

改正案				現 行
			0円 <u>25,000m²を</u> <u>超え50,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 533,00</u> 0円 <u>50,000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>940,000</u> 円 (b) (a)以外 <u>の場合</u> <u>床面積の合</u> <u>計が300m²</u> <u>以内のもの</u> <u>74,000円</u> <u>300m²を超</u> <u>え2,000m²</u> <u>以内のもの</u> <u>126,000</u> 円 <u>2,000m²を</u> <u>超え5,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 222,00</u> 0円	

改正案			現 行
		<p>5,000㎡を 超え10,000 ㎡以内のも の 310,00 0円</p> <p>10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 604,00 0円</p> <p>25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 1,045, 000円</p> <p>50,000㎡を 超えるもの 1,923,00 0円</p> <p>(2) 住宅建築物以 外の建築物に係 る基準適合認定 申請である場合</p> <p>a 住宅部分</p> <p>(a) 全ての 住戸が仕様</p>	

改正案			現 行
		<p>基準による 場合 床面積の合 計が300㎡ 以内のもの 37,000円</p> <p>300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの 66,000円</p> <p>2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のも の 126,00 0円</p> <p>5,000㎡を 超え10,000 ㎡以内のも の 181,00 0円</p> <p>10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 328,00 0円</p> <p>25,000㎡を</p>	

改正案			現 行
		<p> <u>超え50,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 533,00</u> <u>0円</u> <u>50,000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>940,000</u> <u>円</u> <u>(b) (a)以外</u> <u>の場合</u> <u>床面積の合</u> <u>計が300m²</u> <u>以内のもの</u> <u>74,000円</u> <u>300m²を超</u> <u>え2,000m²</u> <u>以内のもの</u> <u>126,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を</u> <u>超え5,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 222,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を</u> <u>超え10,000</u> </p>	

改正案			現 行
		<u>m²以内のもの</u> <u>の 310,00</u> <u>0円</u> <u>10,000m²を</u> <u>超え25,000</u> <u>m²以内のもの</u> <u>の 604,00</u> <u>0円</u> <u>25,000m²を</u> <u>超え50,000</u> <u>m²以内のもの</u> <u>の 1,045,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>1,923,00</u> <u>0円</u>	
		b 非住宅部分 (a) 省令第1 <u>条第1項第1</u> <u>号ロに規定</u> <u>する基準に</u> <u>よる場合</u> <u>床面積の合</u> <u>計が300m²</u> <u>以内のもの</u>	

改正案			現 行
		<u>93,000円</u> <u>300㎡を</u> <u>え2,000㎡</u> <u>以内のもの</u> <u>158,000</u> <u>円</u> <u>2,000㎡を</u> <u>超え5,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 264,00</u> <u>0円</u> <u>5,000㎡を</u> <u>超え10,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 339,00</u> <u>0円</u> <u>10,000㎡を</u> <u>超え25,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 415,00</u> <u>0円</u> <u>25,000㎡を</u> <u>超え50,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 482,00</u> <u>0円</u>	

改正案			現 行
		<u>50,000㎡を 超えるもの</u> <u>644,000</u> 円 (b) (a)以外 <u>の場合</u> <u>床面積の合</u> <u>計が300㎡</u> <u>以内のもの</u> <u>238,000</u> 円 <u>300㎡を超</u> <u>え2,000㎡</u> <u>以内のもの</u> <u>388,000</u> 円 <u>2,000㎡を</u> <u>超え5,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 563,00</u> 0円 <u>5,000㎡を</u> <u>超え10,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 689,00</u> 0円	

改正案				現 行
			<u>10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 823,00 0円</u> <u>25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 935,00 0円</u> <u>50,000㎡を 超えるもの 1,187,00 0円</u>	
<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による 申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による 申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上 計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画 変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に 掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合に あっては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設 備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る(2)建 築基準法関係の表2の項に掲げる手数料の金額に相当する</u></p>				

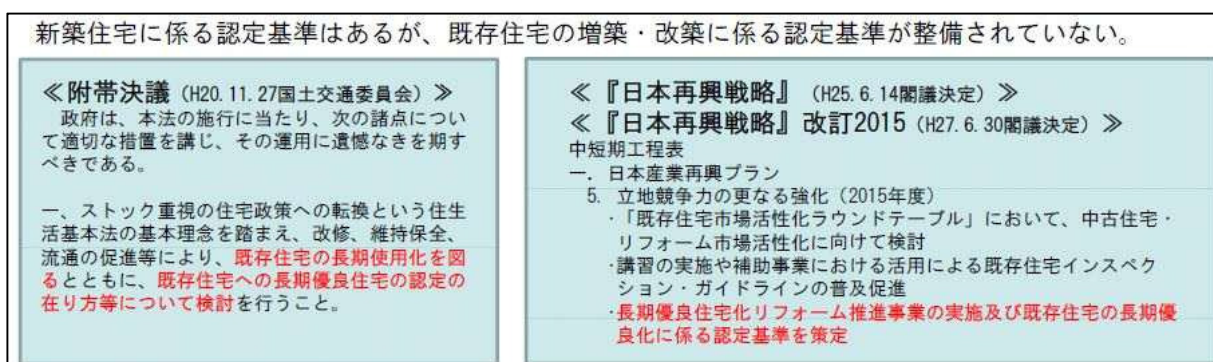
改正案	現 行
<p style="text-align: center;">額</p> <p><u>(2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る(2)建築基準法関係の表3の項に掲げる手数料の金額に相当する額</u></p> <p><u>2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料, 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は, この表の複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。</u></p> <p>4 消防関係 (表省略)</p> <p>5 その他共通関係 (表省略)</p>	<p>4 消防関係 (表省略)</p> <p>5 その他共通関係 (表省略)</p>

既存住宅に係る長期優良住宅認定制度の概要

1 長期優良住宅に係る認定制度の概要（新築住宅については平成 21 年から実施）



2 既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定制度検討の背景



建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律について

1 制度化の背景及びその概要

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号、7月8日公布)

<施行予定日:規制措置については公布の日から2年以内、誘導措置については公布の日から1年以内>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

○我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。

○他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。

⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。

▼

規制措置

法律の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。

建築主事又は
指定確認検査機関

↓

建築確認

所管行政庁又は
登録判定機関

↓

適合性判定

← 適合判定通知書

↓

着工

↓

検査

↓

建築物使用開始

その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令: 300㎡)
※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**

<省エネ基準に適合しない場合>
必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

<住宅トップランナー基準に適合しない場合>
一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

誘導措置

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けすることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]

● その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)